

災害の法律と政治

——南山城水害報告——

加藤正男

- 一、まえがき——被害の概況など——
- 二、災害救助法の適用
- 三、水害と國家賠償
- 四、資料——水害関係法規の概観——
- 五、むすび——水害の原因・対策など——

一
水害國・日本。その一九五三年は、水害の年であり、災害ブームの年であつた。六月には北九州の諸川のハンラン、また七月には和歌山地方の水害、これに引きつづいて、八月一五日には京都府相樂郡南山城一帯に大水害がおいかかつた。さらに一ヵ月後の九月二五日には台風一三號とその餘波で、われわれの祖國は、そのほとんど全域がめちやめちやに荒廢させられた。ほとんど被害のなかつたわたくしの家なども、かずかずの台風で、雨戸がスムーズに動いたほどだ。京都府南山城地方な

どでは、いまだに水びたしの地域が残つてゐる。京都から奈良への途中には、まだいくつかの死體が埋つて、石ころや土砂が山とつまれ、そこから何ともいえない臭氣が電車の中にまで入つてくる。このようなあいつぐ惨害をみて、その原因を理論的に究明し、今後の治山治水対策をうちたてなければならないといふ声が、近畿地方の各大學の學者の間におこり、その調査團が結成せられた。この近畿各大學連合水害科學調査團によつて、すでに『和歌山水害報告書』などが公にせられた。京都府南山城の災害についても、京大・阪大・同志社大などの自然科學者および社會科學者によつて、近く報告書が公刊せられるこゝになつてゐる。そして、災害についての法學的な研究はあまり進んでいないというので、わたくしも同書に法學から見た水害を執筆することとなつた。本稿も、それと同じように法學や社會科學のたぢばから、南山城を中心として災害の問題を考えることを、その目的とするものである。この稿は、右の報告書の記事といくらかダブつてはいるが、ダブつたところを削つて讀者を混亂させるよりは、そのまま保存させてもらいたいと思つてゐる。

まずははじめに、京都府相樂郡南山城の災害を概観することとした。南山城一圓は八月の大豪雨により破壊的な災害をこうむつたが、さらに九月の台風一三號により、その間の應急復興対策がまつたく水泡に歸したばかりではなく、災害は京都府下一帯に擴大再生産せられた。相樂郡下の二度もの災害による被害状況は、次の表のとおり壊滅的なものであつて、たくさん

第一表 南山城災害(8.15) 台風十三號(9.25)による災害状況(京都府)

第二表 中和東村の被害量

年 次	被 害	土 地				農 業 用 施 設				作 物	
		被 害 量	被 害 額	復 舊 量	復 舊 額	被 害 量	被 害 額	復 舊 量	復 舊 額	被 害 量	被 害 額
昭 23	暴風雨	—	万円	—	万円	400	万円	336	万円	15	千円
24	ヘスター	55.6	160	52.9	149.4	1,512	240	1,223	159.4	1,150	5,175
25	シェーン	20.0	17	20.0	15,0	750	98	220	1,320	10	75
26	ルース	—	—	—	—	110	35	—	—	8	60
27	7月水害	—	—	—	—	25	37	—	—	—	—

尊い人命が奪いさらされたばかりではなく、家屋や農地の流出・埋没・全壊などもきわめて多い。これに浸水家屋や冠水農地を加えると、被害量は全人口・全家屋・全耕地の大半におよぶこととなる。このような災害は、満洲事變このかたの侵略戦争、それに引きつづくアメリカ帝國主義の占領制度、これと結びつく日本買辦獨占資本主義的アシズム、および前近代的土地所有關係にもとづく、われわれの國土と國民生活の最大限收奪のシワよせ的あらわれであるということ、いうまでもない。

われわれが調査した二つの災害山村、すなわち中和東村および湯船村は、それぞれ違つた社會的・政治的構造をもつてゐる。いま、これを詳しく述べてゐる餘裕はないが、一言でいえば、中和東村は、茶業經營にきそをおき、古くから宇治茶の主産地となつていて、貧農・富農・商人・山林労働者などがきわめて多面的な階層分化をたどつてゐる村であつて、その基盤を特殊部落(H)といふ特殊な關係においている。また湯船村は、大山林地主の絶大な社會的・政治的支配権從關係をもつ、わりあい前近代的な山村である。このように社會的・政治的構造を異にする二つの山村では、災害によつて諸階層がどのような影響をうけてゐるであろうか。中和東村の河原部落に、「和東銀座」という商店街があつた。この通りは、災害前には、自轉車で通るのが恥しいぐらいの繁華さであつた。八月一五日、その和東銀座は一朝にして全滅し、一〇六人の死者を出した。石ころ、材木類が一ぱいたまつて、河原部落が元の河原になつたわけである。この商店街のほか、家屋の災害の大半は、立地條

件の悪い貧農・山林労働者に集中している。茶園の被害は、水田のそれにくらべて少い。したがつて、水田だけに頼つてゐる貧農・中農層の打撃に比して、茶園經營を中心とする富農層の被害は少い。山林地主も災害をうけたが、富農・中小地主にくらべると、大地主の被害は軽い。たとえば、湯船村のある地主(村長)は木材五〇〇萬圓を流出したと自稱するが、彼の資産は三億といわれてゐる。失業の危機に見舞われた山林労働者は、應急復舊工事の人夫として働くほかには道はない。耕地を失つた農民も、とりあえず工事人夫となり、中には耕地を手放し、村を去らなければならないというものさえある。湯船村においては、全部で六四頭の牛のうち三五頭がすでにバクロウの手で買いたたかれている。このような現象の中にも、われわれは、災害の階級性と、災害に影響せられる階層分化の一つのあらわれを見ることができる。このことは、ひとり中和東村や湯船村にかぎらない。石川縣内灘村において、軍事基地反対で有名になる前から、すでに大きな問題があつた砂丘と村民との長い間のたたかいの歴史で、たとえば村のボスたちが砂丘とのたたかいを放棄し、そのたたかいにたえきれない漁民が没落してゆくといつた過程の中にも、災害と農漁村の階級關係をわれわれは翻訳することができるるのである。

このような階層分化をとおして、災害復興には二つの道、すなわち村や政府などによる上からの權力的・官僚的復舊方針と民主團體水害對策委員會(民水對)・貧農そのほかを中心とする下からの復興闘争とがあるが、前者は破綻にひんしてること

がわかる。以下においては、これらについてわれわれのたちばで一ばん問題になる災害救助法の適用という點から、考えてみたい。

(一) 中和東村・湯船村の經濟構造については、たとえば、近畿各大學連合水害科學調查團(南山城水害報告書)をみよ。

二

八月一五日、未曾有の災害に直面したので、京都府では、初めての災害救助法を發動した。とき同日午前一〇時。

まずこの災害救助法のあらましをのべておこう。この法律は、災害にさいして、罹災者を救助するために國家・地方團體・日本赤十字社などの活動を定めたものである。すなわち、災害救助法は、その第一條において、「この法律は非常災害に際して國が地方公共團體、日本赤十字社その他の團體及び國民の協力の下に應急的に必要な救助を行ひ、災害にかかる者の保護と社會の秩序の保全を圖ることを目的とする」とうたつてゐる。

災害救助法は、その第三三條第一項において、救助の種類を定めている。すなわち、(1)收容施設の供與、被服・寢具そのほか生活必需品の給與、または貸與、(2)炊出しその他による食品の供與、(3)生業に必要な資金・器具または資料の給與ないし貸與などが、これである。この規定は、われわれの調査した村ではどのように適用せられているであろうか。まず、收容施設、

議會および都道府縣災害救助對策協議會は總理大臣の管理に屬する(第二條第四項)。そして、中央災害救助對策協議會の會長は總理大臣、副會長は厚生大臣をもつて、これをあてている(第六條)。また、地方災害救助對策協議會の會長には首相の指名する都道府縣知事が、さらに都道府縣對策協議會の會長にはその

都道府縣知事が、これにあたることとなつてゐる(第一七條)。このよう規定にもとづいて、府には災害救助對策本部が、また地方事務所には救助隊が、さらに村には救助對策委員會が、おかれた。そして、それらは、知事・地方事務所長などのほかに、村長・村議・警察署長等々、現在の政治權力機關によつて成りたつてゐる。このため、災害救助は、罹災者の意志を反映するよりは、むしろ上からの權力的・官僚的復舊方針を下におしつけることとなつた。その一つの例としては、南山城中和東村のある當局者は、民水對などが一生懸命に運んだ救援物資を物品の數もあたらず、自分勝手に兄の家に積みあげた。京都府のほうから領收書をくれといつても、「もらつたらこつちのものだ。そんなことをする必要はない」とばかりにはねつけているのである。

このうち、住宅に關しては、六疊一間に七人暮しといふ、兵舎のような應急バラック長屋がたち、抽せんによつて入る人をきめたが、ここにさえ入れないで困つてゐる罹災者も多い。また、被服の給與についていえば、これから寒さに向うといふの

に夏物が多かつたり、子供のない家に子供の被服が多かつたりした。さらに、毛布の給與などは、一人に對してわずか一枚半ラックに入つたある人が、「うちには子供が三人ありますね、水害から五日目に赤んぼうが出来ましてな、バラックに入れてもらいましたんやが、……朝になつたら寝てる赤んぼうの毛布の上はつゆでぬれてますねん、寒うてしようないですわ」といつていたのも無理のことである。要するに、災害救助法による救助費の基準では、きわめて不十分な救助しかできないので、救助の内容の大はばな擴大が強く要求されなければならぬ。

以上は災害救助の内容に關するいくらかの問題であるが、救助法による救助の期間も短かきに失し、その擴充の措置が要望せられた。この點については、災害救助法が八月二八日に打ちきりになるというので、村民は米の無料配給うちきりに心痛し民水對などの努力により、ようやく五日間の配給が延長された。また、避難所の期間についても、罹災者そのほかの要求におされて、法定規準の一〇日間を延長して一七日間實施せられるというような始末であつた。

このように、現行の災害救助法の救助基準では、きわめて不十分な救助しかできない。それだけではなく、現行法の規準では、罹災者の一部分が救助せられるだけで、そこぶる不公平であるため、適用對象を全罹災者に擴大することが要求せられる。たとえば、床上浸水した家でも、村その他の有力者と縁故

關係のない貧農が、罹災者として取りあつかわれなかつたり、逆に僅かに浸水した家でも、有力者と通じている人は、實際の罹災量以上に有利な取りあつかいをうけて、いろいろな救援物資をもらつたり借りたりしている。中和東村のある貧農は、「うちのんなんて床の上まで來てんのに、家の數の中にも入れたらへん。調べてあるのはムチャクチヤや」と被害査定の不公平さを憤つていた。

災害救助法は、その第二三條第二項において、「救助は、都道府縣知事が必要であると認めた場合においては、……救助を要する者に對し、金錢を支給して、これをなすことができる」と定めている。この規定にもとづいて、京都府は、見舞金として、一世帶當り一萬圓づつを支給した。しかし、この見舞金はわれわれの調査によれば、被害の程度にかかわらず、死亡・全壊・流失・半壊・床上床下浸水、みな一様に渡されている。罹災の程度に應じて分けてほしかつたというのが、罹災者や村民たちのいい分であつた。

このようなことでは、災害救助法がその目的としているはずの「社會の秩序の保全」というのは、上層部の政治權力秩序の保全になり下つてゐるというほかはない。上からの權力的・官僚的災害救助方針については、以上にもある程度考察したところであるが、このほか國會議員などによる救助方式をも、みるとができる。たとえば、平場地帶には高級車にふんぞりかえつた代議士の姿もみられたが、山村で歩くほかはない中和東村や湯船村には、選舉の時あれほどべこへこ頭を下げた國會議員

は誰一人として顔を見せなかつた。このような上からの災害救助方針に反して、民水對・貧農などによる、下からの災害復興鬪争はめざましいものであつた。彼らが、災害救助法の打ちきり後の生活保護法の適用を要求して、これをかちとつたことは、單にその一つの例にすぎない。この下からの復興鬪争が激しくも正しいことは、何もわれわれが調査した村だけではない。ある縣の一例では、災害救助法の發動せられたのがわずか四ヶ村しかなかつたのを、全縣に適用せよという縣民こそつての要求がおこつてゐる。「罹災者を見殺しにするな」、「罹災者の衣食住をすぐ完全に保障せよ」というのは、全國民的な要求となりつつある。

(一) なお、災害救助法については、第一六特別國會で、「災害救助法の一部を改正する法律」(昭和二八・八・三法一六六)、「災害救助に關する特別措置法」などが成立している。後者についてはあとでふれるが、前者は、(1)收容施設の中に應急假設住宅を加えるとともに、救助の種類を増加擴充し、(2)各種の救助機關に電氣通信設備の使用を認め、(3)救助に要する事務費を國庫負擔の対象に改め、(4)この法律の國庫負擔の基礎額と國庫負擔の割合とを認め、(5)災害救助基金を充實するなどを改めた、と説明せられている。しかし、それらが何ら根本的な解決をめざすものでなく、單なるビボウ策にすぎないことは、いうまでもない。

害科學調査團『南山城水害報告書』中の拙稿は、これをやや詳しく述べてある。

三

國家賠償法第二條の適用。これは、南山城水害の調査につても、わたくしの意識にのぼつた問題のうちでもわりあい大きな點の一つであつた。

國家賠償法第二條によれば、「道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、國又は公共團體は、これを賠償する責に任ずる」と定められており、水害の場合にもその規定が適用せられることとなつてゐる。この規定は、「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者が損害ノ發生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス」という民法第七一七條を、國家または公共團體に適用した規定であるといつてもよい。少くとも政府が、國家賠償に關して水害による賠償責任を考えていたことは、國家賠償法が成立した當時の衆議院における政府の答辯によつてあきらかである。

しかし、わが國においては水害というものが直接に問題とならぬるものでなく、單なるビボウ策にすぎないことは、だけである。(二) 國家賠償法が成立してからも、水害に關する國家

賠償が問題になつた事件としては、京都の平和池のダム決壊事件（昭和二六年）がいま訴訟になつてゐるというがただ一つあるのみ。このように、水害についての國家賠償の訴訟事件がある。この理由としては、わが國では、(1)水害を「天災」とあきらめること、(2)かつては國家賠償責任が認められなかつたこと、(3)訴訟をすると官廳とのあとのぐあいが悪くなること、(4)訴訟をするよりは補助金をもらうほうが早いこと、(5)いわゆる「瑕疵」の證明その他の點において、「水害について國家賠償法が適用される場合は相當限定されてくる」というような事情が考えられる。そして、われわれの調査した二つの村においても、この水害に關する國家賠償の事件は、みることができなかつた。

このような訴訟事件がわが國で少いことの理由は、南山城の二山村においても、ある程度まで實證せられる。村當局のある人は、水害と國家賠償とはどんな關係があるかといふ顔をして、水害が天災であり、むしろ「天の試鍊」であること、裁判などやるより災害復舊費・共濟金などをもらうほうが手つとり早いこと、などをわれわれに説教した。なるほど、彼らがいふように、訴訟をしないでも「農林水産施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律」による復舊費や、農業災害補償法による共濟金はもらえる。しかし、これらの費用はきわめて少額にすぎず、國家賠償の代用になるわけでは決してない。

次に、日本人は俳句的な「あきらめ」という悪いクセをもつており、水害などをもすぐ「天災」とあきらめてしまう。しか

し、流行歌の「君忘れじのブルース」ではあるまいし、「雨降れば雨に泣き、風吹けば風に泣」とばかりはいられない。われわれの調査においても、村民や民水對のある人々が強調していくように、災害復舊費が半分以上であるとしても、その残りの分については彼らが負擔しなければならないし、家屋や家財の被害については補う方法がない。田畠でも、新しい川底になつてしまつたのが多いのだから、災害復舊費はもらえない。民水對などの人々は、ナイーブながら、正しくも、「水害の元凶は國家や府ですからね、彼らが損害の賠償をするのは當り前ですよ」と指摘した。村のある有力者でさえ、「再軍備のことばつかり考へてはるのやろか、損害賠償のことは一つも考えてくれはらへん」ともらしていた。われわれは、「天災」とあきらめることで、災害を忘れてはならない。

われわれが調べたほんの二つの村においてでも、このとおりである。後でも考察するように、災害は、「天災」ではなく、「人災」であり、「政災」である。假に百歩ゆづつて災害が「天災」だとしても、「天災は忘れずにやつてくる」のである。右でのべた平和池の事件で、被災者に有利な判決でもされば、今後は水害にも國家賠償法を活用しようとするものがでてくるかも知れない。それとともに、國家賠償法第二條に關しては、國ないしは公共團體は公の營造物の設置または管理につき、十分な責任をもたなければならぬ。

- (一) 大判明治二九・四・三〇民錄二輯三卷一一七頁。
(二) 加藤一郎「水害と國家賠償法」法律時報二五卷九號八

二一頁、八二四頁。

(三) 末川博「國家賠償と民法とのつながり——無過失責任にからんで——」法律時報二五卷九號八一一頁以下は、

災害を天災とあきらめてはならないことを、興味深く説いている。なお、法律時報同號は國家賠償を特集している。

四

以上、南山城災害を中心とする法律と政治のいくらかの問題を考えてきた。次に資料としてかかげるのは、災害の対策に関する法律の主なものである。

まず災害に直接關係する法規としては、災害救助法、國家賠償法、公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法、農林水產施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律、農業災害補償法、農業共濟基金法、災害被害者に對する租稅の減免徵收猶豫等に關する法律、などがある。

昭和二八年六月および七月の大水害による公立教育施設の災害の復舊事業についての國の費用負擔及び補助に關する特別措置法(昭和二八・八・二八、法二四九)

昭和二八年六月および七月の大水害による私立學校施設の災害の復舊に關する特別措置法(昭和二八・八・二七、法二五四)

昭和二八年六月および七月の大水害により被害を受けた學校給食用の小麥粉等の損失補償に關する特別措置法(昭和二八・八・二七、法二五一)

八・二七、法二五六)

昭和二八年六月および七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復舊等に關する特別措置法(昭和二八・八・三一、法二五六)

昭和二八年六月および七月の大水害による災害地域内の堆積土砂の排除に關する特別措置法(昭和二八・八・三一、法二五七)

一五、法二二〇)

▽昭和二八年六月および七月における大水害に伴う、中小企業信用保険法の特例に關する法律(昭和二八・八・一五、法二二一)

▽昭和二八年六月および七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法(二八・八・一五、法二一六)

▽昭和二八年六月および七月の大水害の被害地域における災害救助に關する特別措置法(昭和二八・八・一五、法二一七)

▽昭和二八年六月および七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に關する特別措置法(昭和二八・八・一七、法二三三)

なお、第一七特別國會においては、右の第一六特別國會で成立した水害關係特別措置法の中で、五つの特別措置法が改められた。それは、「昭和二八年六月および七月の大水害の被害地域

における災害救助に關する特別措置法改正法」などであつて、右の諸特別措置法で上に△印を附した特別措置法の適用範囲を擴げ、六・七月の水害だけではなく、八・九月の風水害にも適用するようにしたものである。このため、特別法の内容は一部を除いては特に變つてはいないが、南山城の水害・颶風一二號の被害をうけている地方でも、五つの特別法の適用をうけることができるのこととなつた。

五

以上においては、法學や社會科學のたゞから、災害についてのいくらかの問題を調べてみた。以下では、災害の原因・対策などについて考えたいのである。

このたびの災害の原因としては、山くずれやはんらんをひき起す大きな原因となつた山林の過度の伐採、不充分な災害豫防措置、過去における災害の復舊工事の未完成、それに中和東村などでは茶園を擴大するための無計畫的な開墾、などがあげられる。たとえば、まず、災害復舊の未完成がさらにそれ以上の災害を引き起す大きな原因となつたのは、中和東村や湯船村にかぎらない。宮城縣のある土木出張所の例では、昭和二六年一月現在で、昭和二二年の災害復舊は完了しているが、二三年の災害が四〇%復舊している、と報告せられている。ここは、昭和二二年・二三年に大水害をうけているが、その後あまり大きな洪水はない。次の出水期まで復舊できなかつたところや、あるいはようやく假りに修繕したようなところでは、次年に

はそんなに大きくなない洪水にでもまた壊されていく。このため太平洋戰爭の始まつた年あたりから河川改修費が漸次減少しているのに、災害復舊土木費が急速に擴大しているという現象すら現れてきている。^(一)このようなことでは、政府は「台風に備えて災害復舊を見合せている」としか考へられない。災害の原因の他の例としては、四のところでかかげたように、災害關係の法律は、實に驚くべきほう大な數にのぼつてゐる。そのうち災害豫防については、水防法というあわれた法律一つしかなく、根本的には長期の調査や研究が必要になつてくる。これに反し災害復舊に關しては、いろいろな法律が亂立し競合していることがわかる。それら法律の適用のあらわれは、右の宮城縣の例にもみられるが、また行政機構の派閥性・セクト的繩張り争にも觀取せられる。この派閥性は、綜合的災害復興を阻み、復舊速度を遅らせてゐる。中和東村や湯船村の一例では、農林省關係の農地關係の査定が終つても、建設省の和東川護岸や府道工事の査定が遅れて、農地復興はわれわれの調査當時（一〇月）においてさえ着手できないよくなしまつであつた。これに似たような現象は、和歌山縣でもみられた。はなはだしいのにいたつては、同じ山でも、その中腹以上の崩壊林地は農林省、その下位は建設省でおこなつてゐることすら、バクロせられてゐる。^(二)のようなことでは、災害は、單なる「天災」ではなく、「人災」であり、「政災」であるといふほかない。災害の原因の問題點は、要するに、政治權力が、右のような狀態をまつたくといつていいほど放置し、學者に綜合的な調査や研究をさせなかつ

たということである。このような政治的支配階級の暴力・無能すくなくとも怠慢は、基本的には、前近代的土地所有關係・日本獨占資本主義的ファシズムから、生じているのである。

このようにして、上からの復舊方式がムチャなものである一つの例は、中和東村での災害復舊と保安廳法との關係である。京都府では、保安廳法第六六條にもとづいて、八月一五日午後五時保安廳長官に對し災害復舊を懇願した。このため一六日午前八時、二四〇名の保安隊員が相樂郡にむかつた。府の資料では、「二〇日まで、現地において目ざましい救護活動を開かれ、民心の安定・應急對策の進捗をみることができた」ということになっている。ところが「このめざましい活動」というのは、われわれの調査によれば、わずか三メートルばかりの小さな木橋と假道とをつくつたことが全部なので、家屋の泥出しに夜も寐ない罹災民に對する手傳いは拒否して、わずか一日で引きあげるということであつた。大學調査團では、和歌山水害の場合も、保安隊員の姿を一人としてみなかつたのであるが、中和東村においても、彼らは小さな木橋に「愛國橋」などという勇ましい名前だけを残して歸つていった。めざましいのは、保安隊の活動ではなくて、その宣傳だけである。そして、このように罹災民の苦しみをシリ目にした保安隊の暴力と無能との理由は、「豫算の關係で任務が違つから」ということであつた。「丸腰の兵で水害國は足り」というのは、村民の悲しい憤りの聲たつたのである。さらに、災害後の救援はアメリカ軍のヘリコプターに懇願して、はじめて可能となり、政府などのいう「獨立

國・日本」の獨立性喪失をイカんなくバクロしたというのも、「災害で政治のウソがみつけられ」た一つの例である。このように、上からの災害復舊方針が破綻にひんしていることは、われわれの調査に先だつて、この村を大名列的に訪れた參議院議長（河井綱八）が、「村も困つてゐるだらうが、國家財政も苦しいので、このさい村民一致協力、自力更生の念をもたれるよう」とつづばね、また總理大臣（吉田）などが、バカヤロウの一つ覺えのように、豫算の足りないことを繰りかえしているというようなことによつても、證據づけられる。

こういつたふうな上からの復舊方式に對して、下から復興鬪争はめざましいものがある。中和東村では、民水對などの支援によつて、小商人・日傭労働者を中心とした罹災者同盟が結成せられるに至つた。その鬭争の一例としては、村民の勤労奉仕による應急復舊工事の賃銀要求によつて、九月から男は三〇〇圓、女は二〇〇圓の日給をたたかいとつてゐる。民水對が村に入つてからは、村民は公然と村政や國政を批判することができるようになつた。とくに、京都選出で參議院議員の前國務大臣（大野木秀次郎）は、無能大臣の代名詞とせられ、その支持はぐんと減つてゐる。村は、複雑な表情を示しつつ、今や大きく動きはじめてゐる。このよう下からの復興鬭争が激しくおこなわれてゐるのは、われわれが調査した村だけではない。一々デー^(三)タを示すまでもなく、災害のひどかつた九州・和歌山などではもちろんあるが、「軍事豫算を水害復興にまわせ」、「平和な祖國をまもる治山治水を全額國庫負擔でやれ」、「日本・アメリ

カ獨占資本の戦争のための綜合開發計畫反対」というように、正しくも平和政策を指向する要求は、祖國の荒廢の進行について、ますます大規模なものとなりつつある。しかも、これらの鬭争には、農民だけではなく、労働者はもちろん、市民や學生もこれに参加しつつあることは(勞農提携)、内灘でのたたかいと同じである。

ある學者はいう。「災害對策の質の問題、あるいは優先順位の問題、あるいは系統の問題、そういうことが今後は大いに考えられなければならないのであって、今年の水害の大きさにただ驚いて、ただそれの彌縫策をやつしていくというようなことを今後繰返すことのないように」となるほど、足りない豫算を總花式・コマギレ的に使わないで、河川改修・ダムなどへ重點的に使わねばならない、というようなことがいえるかもしれない。しかし、それだけでは、問題の根本的解決にはならない。コト的な國土建設週間などに對しては、恐らくサイの河原では、「ムダでしよう」といつてゐるであろう。われわれが何よりも大事だと考へることは、全國民の一人の生命をもおろそかにしない政治をおこなつために、祖國を荒廢させる再軍備強行政策をやめ、MSAのおメカケ體制から解放し、同時に前近代的土地所有關係を變えていくことによつて、本當の治山治水の大事業をはじめ、國土を平和なゆたかなものにしていく、ということをなげればならない。このことを、われわれは、いよいよいわれぬ苦しみをうけた罹災者の方々とともに、また困難の中で雄々しくも復興に立ちあがつたあらかる人々とともに、強

調しなければならない。そして、このことを、われわれは、何よりも、災害で尊い生命を失つた人々にかわつて、強く訴えなければならない。死んだ人々は、訴えたくても、もう聲を出すことはできないのだ。

(一) 安藝皎一『水害の日本』をみよ。

(二) 近畿各大學連合水害科學調查團『和歌山水害報告書』、第二次水害科學調查團『荒廢する祖國——水害の經濟的・社會的諸問題』などをみよ。

(三) ほんの一、二の例をあげるならば、全建設省勞組「水害復興闘争のために」、日本國民救援會「水害復興の根本問題」等々。

(四) 「日本の水害」(座談會)中の金澤良雄氏のむすび、法律時報二五卷一〇號九八三頁。